

6. 届出の手続き

(1) 届出対象行為

「景観まちづくり推進区域」については、景観計画区域における届出対象行為*に加え、下記の行為に該当する場合にも札幌市に届出（国又は地方公共団体が行う行為は通知）が必要となります。

（届出対象行為を行う敷地の一部が「景観まちづくり推進区域」もしくは「景観誘導区域」の範囲にかかっている場合についても、届出の対象となります。）

*景観計画区域における届出対象行為：延べ面積が、10,000 m²を超える建築物または、高さ 31mを超える建築物を建築する場合等。詳細は、札幌市景観計画または景観計画区域のパフレットをご覧ください。

景観まちづくり推進区域において追加される届出対象行為

【建築物等】に関する行為

・宿泊施設等*の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更（ただし、増築にあつては、増築部分が 10 m²以下のものは除く。）（景観計画区域における届出対象行為は除く）

*宿泊施設は、旅館業法による対象施設のうち、「ホテル」と「旅館」として定義する。

景観まちづくり推進区域のうち景観誘導区域において追加される届出対象行為

【建築物等】に関する行為

・高さ 10mを超える建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更（ただし、増築にあつては、増築部分のみが届出対象に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は届出対象に該当せず、当該増築をもって届出対象となるものは届出が必要）（景観計画区域における届出対象行為は除く）

【駐車場】に関する行為

・駐車場の整備（行為に係わる部分の面積が 500 m²以下のものは除く）

【広告物】に関する行為

・表示面積が 10 m²を超える屋外広告物等の掲出、移転若しくはその内容の変更をしようとする場合（ただし、札幌市屋外広告物条例第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による許可が必要なものに限る。）

※定山溪地区は支笏洞爺国立公園内に位置するため、自然公園法に基づく許可、届出等が必要となる可能性があります。

(2) 届出が除外となる行為

「景観まちづくり推進区域」における(1)の届出対象行為に該当する場合であっても、下記に該当する場合には届出が除外されます。

【非常災害時の応急措置】

- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

【その他】

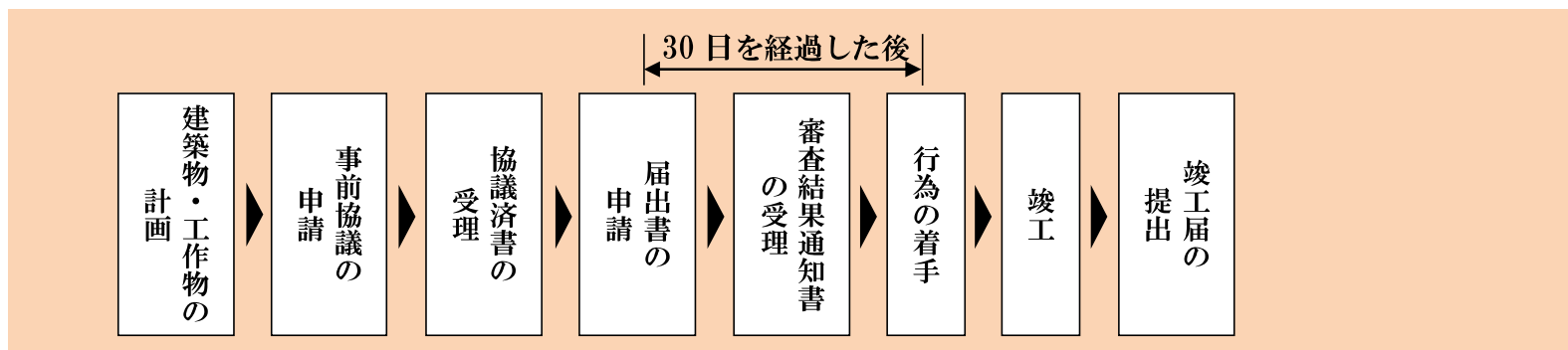
- ・その他景観の形成に影響を及ぼさないと市長が認める行為

(3) 公共事業

- ・札幌市などが行う事業において、法や条例等で届出対象行為とならないものについても、この方針を踏まえるものとします。

(4) 届出の流れ

「届出対象行為」に該当する行為を行おうとする者は、行為の着手30日前までに、届出を行う必要があります。より良い景観形成を図るために、企画構想・基本計画の段階から計画の内容について事前に協議するようお願いします。



(5) 経過措置

本指針で定める景観形成基準は、本指針が策定・告示される日（平成29年度前半頃を予定）から30日を経過した時点において、すでに着手している(1)の届出対象行為については適用を除外します。